

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決  
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 精市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス [kawahara@kawahara-sr.com](mailto:kawahara@kawahara-sr.com) ホームページ [kawahara-sr.com/](http://kawahara-sr.com/)

**10月1日(土)から、埼玉県の最低賃金が759円になります。  
9円の引き上げです。ちなみに、東京都は、837円です。**

先月の8月、ある企業の労働者と賃金について話をしました。

自分は、試みの試用期間のアルバイトなので、賃金は、結構低いのですよ。ということでした。より詳しく聞きますと、750円（2011年9月30日までの埼玉県の最低賃金）より低いということでした。試用期間がどのくらい長いのかと聞きますと、決められていないという答えが返ってきました。

この企業は、最低賃金法についてまったく分かっていないようです。その理由を言います。労働者の賃金を最低賃金よりも低く抑えたい場合は、以下の4つの項目の一つに該当しなければなりません。

- ① 精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者
- ② 試みの試用期間中の者
- ③ 認定職業訓練を受ける者のうち一定の者
- ④ 軽易な作業に従事する者その他の厚生労働省令で定める者  
（断続的労働に従事する者（寄宿舍等の管理人））

この労働者の場合は、②に該当します。減額率は、20パーセントまでならば良いことになっています。つまり、 $750円 \times 0.8 = 600円$ よりも多い賃金ならば良いことになります。

ただし、この賃金を使うにあたっては、埼玉労働局に減額特例許可申請書を提出しなければなりません。

様式2号（4条関係）を提出します。当然のことながら、許可がおりるまでは、最低賃金未満の賃金で労働者の雇用は、できません。

書類の中身は、減額の特例許可を受けようとする労働者の氏名・生年月日

試みの使用期間（最長6カ月以内とします。）

減額の特例許可を必要とする理由等

減額率

減額率の理由 等を記入しなければなりません。

ここで、前の文章に戻ります。この企業の労働者は、最低賃金以下で雇用されたならば、当然有効期間がわかっているはずですが、それがわかっていないということは、この企業は、埼玉労働局に減額特例許可申請書を提出していないことが予測されます。最低賃金の違反の罰則規定は、1件当たり50万円です。4人いた場合は、 $4 \times 50万円 = 200万円$ です。